

千代田区子育て・教育応援給付金

子育て世帯の生活を支援するために給付金を支給します。

※令和4年12月31日時点で千代田区に住民登録があった方が対象です。

給付額

対象児童1人につき5万円

※平成16年4月2日から令和4年12月31日生まれの児童が対象です。
※児童が婚姻している場合は対象外

申請不要な方



- 千代田区から令和5年1月分の児童手当・特例給付、次世代育成手当を受給している方等

※右記にもあてはまる場合は該当児童分については申請が必要です。

支給時期

令和5年2月末

支給方法

児童手当等の口座に振込み

▼詳細は区HPをご確認ください



申請が必要な方



- 配偶者の方が他の自治体等から令和5年1月分の児童手当・特例給付を受給している方
- 公務員（※一部を除く）
- 令和5年1月1日から令和5年2月28日までの間で、離婚等により児童手当・特例給付、次世代育成手当の受給資格が発生する方

支給時期

概ね申請書受領の翌月下旬

支給方法

申請した口座に振込み

申請期限（必着）

令和5年2月28日（火）

※区から何も案内が届かない場合はお問い合わせください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

原則「プッシュ型」での支給です。2月末から順次支給を開始します。

千代田区

①給付金のご案内を送付します。

②希望しない場合等のみ、届出書を郵送してください。

③児童手当等の登録銀行口座へ振り込みます。

申請が
不要な方

「プッシュ型」
支給

①給付金の申請案内を送付します。

②申請書を郵送してください。

※児童と同居していない場合、案内が届かないことがあります。申請が必要ですので、申請書を提出してください。申請書は区のHPからダウンロードできます。

※対象児童の住民票が区外にある場合は児童の属する世帯の世帯全員の住民票、令和5年1月分児童手当・特例給付を受給していることがわかる書類等添付書類が必要な場合があります。詳細はHPをご確認ください。

③申請書に記入した口座へ振り込みます。

申請が
必要な方

申請期限
令和5年
2月28日
(火) 必着

DV被害により避難している方へ

令和5年1月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合は児童手当の申請の手続きを2月28日（火）までにさせていただく必要があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

千代田区役所 子育て推進課 手当・医療係

給付金専用ダイヤル：03-5211-4360

電話：03-5211-4230

受付時間：平日 9時から17時（年末年始、土日祝日を除く）

区の職員を装った給付金詐欺電話にご注意ください

職員がお電話で銀行口座を尋ねたり、現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることはありません。不審な電話があった場合には、相手の質問に答えることなく、すぐに警察にご連絡ください。